



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 二宮 淳次
(兵庫県弁護士会所属)



第149回 遺言制度改正の動き

1 令和6年2月13日に、法務大臣が法制審議会に対して遺言制度の見直しについて諮問したとの報道がなされました。そこで、遺言制度の現状と今後について解説させていただきます。

2 現在の遺言制度

よく作成される遺言書は2種類あり、1つ目は遺言を残す方が自らで作成する「自筆証書遺言」、2つ目は、公証人に依頼することによって作成する「公正証書遺言」です。「公正証書遺言」は、公証人と2名の証人が関与することにより、本人確認がなされるとともに、本人の意思内容が遺言書に反映されているかの確認がなされます。これに対して、「自筆証書遺言」は、遺言を残される方が1人で作成することが前提となっており、本人の意思の反映を担保するために財産目録を除いて全て自筆で作成することとされています。従前は財産目録部分についても全て自筆で作成しなければなりませんでした。2019年1月以降、財産目録部分についてはパソコン等による作成が認められるようになりました。

3 自筆証書遺言保管制度

2020年7月からは自筆証書遺言を法務局で保管することができる自筆証書遺言保管制度がスタートしており、公証人に頼らずとも遺言書を第三者に保管して貰うことが可能となりました。しかし、同保管制度においても、財産目録以外は全て自筆することの要件は

緩和されておらず、また保管を依頼するためには法務局へ直接足を運ぶ必要があります。

4 テレビ会議による公正証書遺言作成制度

さらに2023年に公証人法が改正され、遺言を作成される方が公証人役場に出頭したり公証人に出張を求めたりすることなくテレビ会議を用いる方法等によって公正証書遺言を作成する制度が構築されることとなりました。具体的な方法やどのような場合に可能かについては今後議論されることとなります。

5 遺言書の問題点と今後

遺言書を作成される方は、比較的高齢の方が多いため、自筆証書遺言を作成する場合に全てを自筆することが億劫となり、後回しになってしまう可能性があります。このような問題点に対応すべく、今後、デジタル署名の導入等により自筆作成の要件緩和が検討されていくこととなります。

ただし、高齢の方がデジタル署名を利用するには誰かのサポートが必要となるため、サポートする方の影響を排除する方法が求められることとなります。公正証書遺言を作成する場合の証人からは、法定相続人や遺贈を受ける方が排除されていますので、他の方の影響を排除するという観点からは、公正証書の方が優れているといえます。簡便な方法によって遺言書を作成するのか、より慎重に遺言書を作成するのか、いずれを重視するかによって作成すべき遺言書も変わってくるようになります。